

議案第19号

飯能市都市公園条例の一部を改正する条例（案）

飯能市都市公園条例（昭和62年条例第5号）の一部を次のように改正する。
第5条に次の2項を加える。

- 3 法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、令第6条第6項に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として法第4条第1項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 4 令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年2月23日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市都市公園条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(公園施設の設置基準)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、令第6条第6項に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として法第4条第1項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</u></p> <p>4 <u>令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。</u></p> | <p>(公園施設の設置基準)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 省略</p> |

(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令の一部改正)
第十九条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令(平成十五年政令第二百九十三号)の一部を次のように改正する。

第二十八号第一項第十号中「第四十三号第三項」の下に、「第五十二号第三項」を加え、同項第二十五号中「第三十六号の四」を「第三十六号の五、第三十六号の九」に改める。

(独立行政法人水資源機構法施行令の一部改正)
第二十条 独立行政法人水資源機構法施行令(平成十五年政令第三百二十九号)の一部を次のように改正する。

第五十六号第一項第九号中「昭和四十三年法律第百号」の下に「第五十二号第三項」を加え、同項第二十四号中「第三十六号の四」を「第三十六号の五、第三十六号の九」に改める。

(独立行政法人国立病院機構法施行令及び独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令の一部改正)
第二十一条 次に掲げる政令の規定中「第三十六号の四」を「第三十六号の五、第三十六号の九」に改める。

一 独立行政法人国立病院機構法施行令(平成十五年政令第五百十六号) 第十六号第一項第三十七号

二 独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令(平成十七年政令第二百七十九号) 第十八号第一項第二十七号

(独立行政法人都市再生機構法施行令の一部改正)
第二十二号 独立行政法人都市再生機構法施行令(平成十六年政令第六十号)の一部を次のように改正する。

第三十四号第一項第九号中「第四十三号第三項」の下に、「第五十二号第三項」を加え、同項第二十七号中「第三十六号の四」を「第三十六号の五、第三十六号の九」に改める。

(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令の一部改正)
第二十三条 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令(平成二十年政令第三百三十七号)の一部を次のように改正する。

第七号第一項第四号中「より」を「より、」に改め、同号を同項第九号とし、同項第三号中「より」を「より、」に改め、同号を同項第八号とし、同項第二号を同項第七号とし、同項第一号中「より」を「より、」に改め、同号を同項第六号とし、同号の前に次の五号を加える。

一 都市公園法第五条の二の規定により、設置等予定者を選定するための評価の基準について学識経験者の意見を聴き、公募設置等指針を定め、及びこれを変更し、並びにこれを公示すること。

二 都市公園法第五条の四の規定により、公募設置等計画について審査し、及び評価を行い、設置等予定者の選定について学識経験者の意見を聴き、設置等予定者を選定し、並びにその旨を通知すること。

三 都市公園法第五条の五の規定により、公募対象公園施設の場所を指定し、公募設置等計画が適当である旨の認定をし、並びに当該認定をした日及び認定の有効期間並びに公募対象公園施設の場合を公示すること。

四 都市公園法第五条の六の規定により、公募設置等計画の変更の認定をし、並びに当該認定をした日及び認定の有効期間並びに公募対象公園施設の場所を公示すること。

五 都市公園法第五条の八の規定により認定計画提出者が有していた計画の認定に基づく地位の承継の承認をすること。

(国家戦略特別区域法施行令の一部改正)
第二十四条 国家戦略特別区域法施行令(平成二十六年政令第九十九号)の一部を次のように改正する。

第二十四条及び第二十五条を削り、第二十六条を第二十四条とし、第二十七条を第二十五条とする。

(国土交通省組織令の一部改正)
第二十五条 国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)の一部を次のように改正する。
第八十八条第十五号中「まちづくり推進課」の下に「及び公園緑地・景観課」を加える。

附則
(施行期日)
第一条 この政令は、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十九年六月十五日)から施行する。ただし、第一条の規定、第二条中都市公園法施行令第十条を同令第十条の二とし、同令第二章中同条の前に一条を加える改正規定並びに第五条から第十六条まで及び第十八条から第二十二号までの規定は、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成三十年四月一日)から施行する。

(都市公園法の一部改正に伴う経過措置)
第二条 この政令の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、第二条の規定による改正後の都市公園法施行令第八号第一項の規定に基づく条例が制定施行されるまでの間は、同項の条例で定める割合として百分の五十が定められているものとみなす。

(特定都市河川浸水被害対策法施行令の一部改正)
第三条 特定都市河川浸水被害対策法施行令(平成十六年政令第六十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「第十二号の三」を「第十二号第二項第二号の三」に改める。

(東日本大震災復興特別区域法施行令の一部改正)
第四条 東日本大震災復興特別区域法施行令(平成二十三年政令第四百九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第十二号及び」を「第十二号第二項及び」に、「同令第十二号」を「同項一、」及び「」及び」に、「第十二号第九号」を「第十二号第九号」に改める。

(都市の低炭素化の促進に関する法律施行令)
第五条 都市の低炭素化の促進に関する法律施行令(平成二十四年政令第二百八十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第十二号第一号の三」を「第十二号第二項第一号の三」に、「同条第二号の三」を「同項第二号の三」に改める。

内閣総理大臣 安倍 晋三
文部科学大臣 松野 博一
厚生労働大臣 塩崎 恭久
国土交通大臣 石井 啓一

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年六月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第百五十五号

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、都市緑地法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十六号）附則第一条（第一号を除く。）の規定に基づき、この政令を制定する。

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行期日は平成二十九年六月十五日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は平成三十年四月一日とする。

(抜 粋)

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年六月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第百五十六号

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、都市緑地法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十六号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（都市緑地法施行令の一部改正）
第一条 都市緑地法施行令（昭和四十九年政令第三号）の一部を次のように改正する。
第一条を削る。

第十二条第一項中、「第二項、第六項、第七項若しくは第九項」を「若しくは第四項」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改め、同条を第十一条とする。

第十三条第二項第四号中、「第三十五条第三項」を「第三十五条第二項」に改め、同条を第十二条とし、第十四条を第十三条とし、第十五条を第十四条とし、第十六条を第十五条とする。

（都市公園法施行令の一部改正）

第二条 都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「十平方メートル」の下に「当該市町村の区域内に都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第五十五条第一項若しくは第二項の規定による市民緑地契約又は同法第六十三条に規定する認定計画に係る市民緑地（以下この条において単に「市民緑地」という。）が存するときは、十平方メートルから当該市民緑地の住民一人当たりの敷地面積を控除して得た面積」を、「五平方メートル」の下に「当該市街地に市民緑地が存するときは、五平方メートルから当該市民緑地の当該市街地の住民一人当たりの敷地面積を控除して得た面積」を加える。

第五条第四項第一号中「専らプロ野球チームの用に供されるものを除く。」及び「専らプロサッカーチームの用に供されるものを除く。」を削り、同条第六項中「売店を削り、「料理店、カフェ、バー、キャバレーその他これらに類するものを除く。」を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第四項に規定する接待飲食等営業に係るものを除く。」、売店」に改める。

第六条第六項中「第四条第一項ただし書」の下に「法第五条の九第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 地方公共団体の設置に係る都市公園についての認定公募設置等計画に基づき公募対象公園施設である建築物（第一項各号に規定する建築物を除く。）を設ける場合に関する法第五条の九第一項の規定により読み替えて適用する法第四条第一項ただし書の政令で定める範囲は、当該公募対象公園施設である建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

第八条第一項中「総計は」を「総計の」に、「百分の五十をこえて」を「に対する割合は、百分の五十を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合（国の設置に係る都市公園にあつては、百分の五十）を超えて」に改める。

第十条中「第五条の三」を「第五条の十一」に改め、同条第五号中「より」を「より、」に改め、同条を同条第十号とし、同条第四号中「より」を「より、」に改め、同条を同条第九号とし、同条第三号を同条第八号とし、同条第二号中「より」を「より、」に改め、同条を同条第七号とし、同条第一号を同条第六号とし、同条の前に次の五号を加える。

一 法第五条の二の規定により、設置等予定者を選定するための評価の基準について学識経験者の意見を聴き、公募設置等指針を定め、及びこれを変更し、並びにこれを公示すること。
二 法第五条の四の規定により、公募設置等計画について審査し、及び評価を行い、設置等予定者の選定について学識経験者の意見を聴き、設置等予定者を選定し、並びにその旨を通知すること。

三 法第五条の五の規定により、公募対象公園施設の場所を指定し、公募設置等計画が適当である旨の認定をし、並びに当該認定をした日及び認定の有効期間並びに公募対象公園施設の場所を公示すること。

四 法第五条の六の規定により、公募設置等計画の変更の認定をし、並びに当該認定をした日及び認定の有効期間並びに公募対象公園施設の場所を公示すること。

五 法第五条の八の規定により認定計画提出者が有していた計画の認定に基づく地位の承継の承認をすること。

| | |
|-----|--|
| (b) | 田園住居地域内に建築することができる建築物 |
| 四 | 地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗その他の農産物の利便を増進するために必要な店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち政令で定めるもので、その用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートル以内のもの（三階以上の部分をその用途に供するものを除く。） |
| 五 | 前号に掲げるもののほか、店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち政令で定めるもの、その用途に供する部分の床面積の合計が百五十平方メートル以内のもの（三階以上の部分をその用途に供するものを除く。） |
| 六 | 前各号の建築物に附属するもの（政令で定めるものを除く。） |

別表第三の一の項(イ)欄中「若しくは第二種中高層住居専用地域」を「第二種中高層住居専用地域若しくは田園住居地域」に改める。
別表第四の一の項(イ)欄中「又は第二種低層住居専用地域」を「第二種低層住居専用地域又は田園住居地域」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十五条の規定 公布の日

二 第一条中都市緑地法第四條、第三十四條、第三十五條及び第三十七條の改正規定、第二条中市公園法第三條第二項の改正規定及び同條の次に一條を加える改正規定、第四條中生産緑地法第三條の次に一條を加える改正規定、同法第八條に一條を加える改正規定、同法第十條の改正規定、同條の次に五條を加える改正規定及び同法第十一條の改正規定並びに第五條及び第六條の規定並びに次條第一項及び第二項並びに附則第三條第二項、第六條、第七條、第十條、第十三條、第十四條、第十八條(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第三十一條第五項第一号の改正規定に限る。)、第十九條、第二十條、第二十二條及び第二十三條(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十五條の改正規定に限る。)の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(都市緑地法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 前条第二号に掲げる規定の施行の際現に工事中の特定建築物(第一条の規定による改正前の都市緑地法(以下この条において「旧都市緑地法」という。))第三十五條第六項又は第八項に規定する建築物に該当する建築物をいう。次項において同じ。の新築、増築、修繕又は模様替については、第一条の規定による改正後の都市緑地法(以下この条において「新都市緑地法」という。))第三十五條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 特定建築物については、新都市緑地法第三十七條の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行後(前項の特定建築物については、同項に規定する工事が完了した後)に於ける新築又は増築(当該新築又は増築をした特定建築物の維持保全を含む。))について適用し、同号に掲げる規定の施行前にした新築又は増築(当該新築又は増築をした特定建築物の維持保全を含む。))については、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に旧都市緑地法第六十八條第一項の規定により指定されている緑地管理機構(旧都市緑地法第六十九條第一号イからハまでのいずれかに掲げる業務を行うものに限る。次項において「旧機構」という。)は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。))において新都市緑地法第六十九條第一項の規定によりその住所地の市町村長から指定された緑地保全・緑地推進法人(次項において「新法人」という。)とみなす。

4 この法律の施行の際現に効力を有する旧都市緑地法第六十八條第二項若しくは第四項若しくは第七十一條の規定により都道府県知事が行った命令その他の行為又は現に旧都市緑地法第六十八條第一項若しくは第三項の規定により都道府県知事に対して行っている指定の申請その他の行為であつて旧機構に係るものうち、新都市緑地法第六十九條又は第七十二條の規定により市町村長が行うこととなる事務に係るもの、それぞれこれらの規定により新法人の住所地の市町村長が行つた命令その他の行為又は当該市町村長に対して行つた指定の申請その他の行為とみなす。(生産緑地法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 施行日前に行われた第四條の規定による改正前の生産緑地法第八條第一項の許可の申請は、第四條の規定による改正後の生産緑地法(次項において「新生産緑地法」という。))第八條第一項の許可の申請とみなす。

2 新生産緑地法第十條から第十條の六までの規定は、附則第一條第二号に掲げる規定の施行の際現に都市計画に定められている生産緑地地区に係る生産緑地についても、適用する。

(罰則) 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一條、第二條及び第四條から第六條までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(屋外広告物法の一部改正) 第六條 屋外広告物法(昭和二十四年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「第二種中高層住居専用地域」の下に、「田園住居地域」を加える。
(土地収用法及び大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部改正)

第七條 次に掲げる法律の規定中「又は準住居地域」を「準住居地域又は田園住居地域」に改める。

一 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第三條第三十号
二 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)第五條第一項第五号イ
(自衛隊法の一部改正)

第八條 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第一百十五條の十三第一項中「第七條各号に掲げる工作物」を「第七條第一項各号に掲げる工作物その他の物件若しくは施設又は同條第二項に規定する社会福祉施設」に、「工作物」を「工作物その他の物件又は施設」に改める。
(駐車場法等の一部改正)

第九條 次に掲げる法律の規定中「第七條」を「第七條第一項」に改める。

一 駐車場法(昭和三十三年法律第六十号)第十七條第一項
二 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第十七條第三項
三 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号)第十一條第三項及び第十六條第三項

(新住宅市街地開発法の一部改正) 第十條 新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二條の二第四号中「準住居地域」の下に、「田園住居地域」を加える。

(首都圏近郊緑地保全法の一部改正) 第十條 首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「第六十八條第一項」を「第六十九條第一項」に、「緑地管理機構を緑地保全・緑地推進法人」に改め、同條第六項中「緑地管理機構」を「緑地保全・緑地推進法人」に改め、同條第七項中「緑地管理機構」を「緑地保全・緑地推進法人」に、「都県知事」を「市町村長」に改める。

第九條及び第十條中「都県知事」を「市町村長」に改める。

第十條中「都県知事」を「市町村長」に、「都県」を「市町村」に改める。

(公募設置等計画の認定)

第五節の五 公園管理者は、前条第五項の規定により通知した設置等予定者が提出した公募設置等計画について、公募対象公園施設の場所を指定して、当該公募設置等計画が適当である旨の認定をするものとする。

2 公園管理者は、前項の認定をしたときは、当該認定をした日及び認定の有効期間並びに同項の規定により指定した公募対象公園施設の場所を公示しなければならない。

(公募設置等計画の変更等)

第五節の六 前条第一項の認定を受けた者（以下「認定計画提出者」という。）は、当該認定を受けた公募設置等計画を変更しようとする場合においては、公園管理者の認定を受けなければならない。

2 公園管理者は、前項の変更の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合すると認める場合に限り、その認定をするものとする。

一 変更後の公募設置等計画が第五節の四第一項第一号及び第二号に掲げる基準を満たしていること。

二 当該公募設置等計画の変更をすることについて、都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与するものであると見込まれること又はやむを得ない事情があること。

3 前条第二項の規定は、第一項の変更の認定をした場合について準用する。

(公募を行った場合における公募対象公園施設の設置又は管理の許可等)
第五節の七 認定計画提出者は、第五節の五第一項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下「計画の認定」という。）を受けた公募設置等計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定公募設置等計画」という。）に従つて公募対象公園施設の設置又は管理をしなければならない。

2 公園管理者は、認定計画提出者から認定公募設置等計画に基づき第五節第一項の許可の申請があつた場合においては、同項の許可を与えなければならない。

3 公園管理者が前項の規定により第五節第一項の許可を与えた場合においては、当該許可に係る使用料の額は、認定公募設置等計画に記載された使用料の額（当該額が第十八条の規定に基づく条例（国の設置に係る都市公園にあつては、同条の規定に基づく政令）で定める額を下回る場合にあつては、当該条例又は当該政令で定める額）とする。

4 計画の認定がされた場合においては、認定計画提出者以外の者は、第五節の五第二項の公募対象公園施設の場所（前条第一項の変更の認定があつたときは、同条第三項において準用する第五節の五第二項の公募対象公園施設の場所）については、第五節第一項の許可の申請をすることができない。

(地位の承継)
第五節の八 次に掲げる者は、公園管理者の承認を受けて、認定計画提出者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。

一 認定計画提出者の一般承継人

二 認定計画提出者から、認定公募設置等計画に基づき設置又は管理が行われる公募対象公園施設の所有権その他当該公募対象公園施設の設置又は管理に必要な権原を取得した者

(認定公募設置等計画に係る公園施設の設置基準等の特例)
第五節の九 認定公募設置等計画に基づき公募対象公園施設を設ける場合における第四節第一項の規定の適用については、同項ただし書中「動物園を設ける場合」とあるのは、「動物園を設ける場合、第五節の七第一項に規定する認定公募設置等計画に基づき第五節の二第一項に規定する公募対象公園施設を設ける場合」とする。

2 公園管理者は、認定計画提出者から認定公募設置等計画に基づき利便増進施設のための都市公園の占用について第六節第一項又は第三項の許可の申請があつた場合においては、第七節の規定にかかわらず、当該占用が第五節の二第二項第六号の政令で定める物件又は施設の外観及び構造、占用に関する工事その他の事項に関し政令で定める技術的基準に適合する限り、当該許可を与えなければならない。

第七節に次の一項を加える。
2 公園管理者は、前条第一項又は第三項の許可の申請に係る施設が保育所その他の社会福祉施設で政令で定めるもの（通所のみにより利用されるものに限る。）に該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、合理的な土地利用の促進を図るため特に必要であると認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合には、前項の規定にかかわらず、同条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

第九節中「第七節各号」を「第七節各号」に、「又は施設」を「若しくは施設又は同条第二項に規定する社会福祉施設」に改める。
第十七条の次に次の一条を加える。
(協議会)
第十七条の二 公園管理者は、都市公園の利用者の利便の向上を図るために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
一 公園管理者
二 関係行政機関、関係地方公共団体、学識経験者、観光関係団体、商工関係団体その他の都市公園の利用者の利便の向上に資する活動を行う者であつて公園管理者が必要と認めるもの
協議会においては協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。
第二十七條第一項中「した許可」の下に「若しくは認定」を加え、同項第三号及び同条第二項中「許可」の下に「又は認定」を加える。
第三十四條第一項第一号中「又は第六節第一項」を「若しくは第六節第一項」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「又は第二項」を「若しくは第二項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第五節の五第一項若しくは第五節の六第一項の規定による認定又はこれらの規定による認定を与えないこと。
第三十四條第二項及び第三項中「第五節の二第一項」を「第五節の十第一項」に改める。
第四十一條中「第五節の三」を「第五節の十一」に改め、同条を第四十三條とし、第四十條を第四十二條とし、第三十九條を第四十一條とし、第三十八條を第四十條とする。

第三十七條中「第四十條第二項」を「第四十二條第二項」に、「第四十條第二項各号」を「第四十二條第二項各号」に改め、同条を第三十九條とし、第六章中同条の前に次の二条を加える。
第三十七條 国又は地方公共団体の職員が、第五節の五第一項の規定による認定に関し、その職務に反し、当該認定を受けようとする者に談話を唆すこと、当該認定を受けようとする者に当該認定に係る公募（以下「設置等公募」という。）に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該設置等公募の公正を害すべき行為を行ったときは、五年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

第三十八條 偽計又は威力を用いて、設置等公募の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 設置等公募につき、公正な価額を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様とする。

第三条第二項中「規定する基本計画」の下に「(次条第二項において単に「基本計画」という。)を加え、同条の次に次の一条を加える。

(都市公園の管理基準)

第三条の二 都市公園の管理は、政令で定める都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準(都市公園の修繕を効率的に行うための点検に関する基準を含む。)に適合するように行うものとする。

2 基本計画(地方公共団体の設置に係る都市公園の管理の方針が定められているものに限る。)が定められた市町村の区域内において地方公共団体が都市公園を管理する場合には、当該都市公園の管理は、前項に定めるもののほか、当該基本計画に即して行うよう努めるものとする。

第五条に次の一項を加える。

4 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)第二条第五項に規定する選定事業者が同条第四項に規定する選定事業として行う公園施設の設置又は管理の期間は、前項の規定にかかわらず、当該選定事業に係る同法第五条第二項第五号に規定する事業契約の契約期間(当該契約期間が三十年を超える場合には、三十年)の範囲内において公園管理者が定める期間とする。

第五条の三を第五条の十一とし、第五条の二を第五条の十とし、第五条の次に次の八条を加える。(公募対象公園施設の公募設置等指針)

第五条の二 公園管理者は、飲食店、売店その他の国土交通省令で定める公園施設であつて、前条第一項の許可の申請を行うことができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの(以下「公募対象公園施設」という。)について、公園施設の設置又は管理及び公募の実施に関する指針(以下「公募設置等指針」という。)を定めることができる。

2 公募設置等指針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 公募対象公園施設の種類の

二 公募対象公園施設の場所

三 公募対象公園施設の設置又は管理の開始の時期

四 公募対象公園施設の使用料(公募対象公園施設の設置又は管理に係る使用料をいう。以下同じ。)の額の最低額

五 特定公園施設(公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者との契約に基づき、公園管理者がその者に建設を行わせる園路、広場その他の国土交通省令で定める公園施設であつて、当該公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるものをいう。以下同じ。)の建設に関する事項(当該特定公園施設の建設に要する費用の負担の方法を含む。)

六 利便増進施設(自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板その他の政令で定める物件又は施設であつて、公募対象公園施設の周辺に設置することが地域住民の利便の増進に寄与すると認められるものをいう。以下同じ。)の設置に関する事項

七 都市公園の環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて公募対象公園施設の設置又は管理及び利便増進施設の設置に伴い必要となるものに関する事項

八 第五条の五第一項の認定の有効期間

九 設置等予定者(公募対象公園施設に係る前条第一項の許可の申請を行うことができる者をいう。以下同じ。)を選定するための評価の基準

十 前各号に掲げるもののほか、公募の実施に関する事項その他必要な事項

3 前項第二号の場所は、前条第一項の許可の申請を行うことができる者を公募により決定することが都市公園の管理上適切でない場所として国土交通省令で定める場所については定められないものとする。

4 第二項第四号の使用料の額の最低額は、第十八条の規定に基づく条例(国の設置に係る都市公園にあつては、同条の規定に基づく政令)で定める額を下回つてはならないものとする。

5 第二項第八号の有効期間は、二十年を超えないものとする。

6 公園管理者は、第二項第九号の評価の基準を定めようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

7 公園管理者は、公募設置等指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

(公募設置等計画の提出)

第五条の三 都市公園に公募対象公園施設を設け、又は管理しようとする者は、公募対象公園施設の設置又は管理に関する計画(以下「公募設置等計画」という。)を作成し、その公募設置等計画が適当である旨の認定を受けるための選定の手続に参加するため、これを公園管理者に提出することができる。

2 公募設置等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 公募対象公園施設の設置又は管理の目的

二 公募対象公園施設の場所

三 公募対象公園施設の構造

四 公募対象公園施設の工事実施の方法

五 公募対象公園施設の工事実施の時期

六 公募対象公園施設の工事の時期

七 公募対象公園施設の使用料の額

八 特定公園施設の建設に関する事項(当該特定公園施設の建設に要する費用の負担の方法を含む。)

九 利便増進施設の設置に関する事項

十 都市公園の環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて公募対象公園施設の設置又は管理及び利便増進施設の設置に伴い講ずるものに関する事項

十一 資金計画及び収支計画

十二 その他国土交通省令で定める事項

3 公募設置等計画の提出は、公園管理者が公示する一月を下らない期間内に行わなければならない。

(設置等予定者の選定)

第五条の四 公園管理者は、前条第一項の規定により公募対象公園施設を設け、又は管理しようとする者から公募設置等計画が提出されたときは、当該公募設置等計画が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 当該公募設置等計画が公募設置等指針に照らし適切なるものであること。

二 当該公募対象公園施設が第五条第二項各号のいずれかに該当するものであること。

三 当該公募設置等計画を提出した者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかでないこと。

2 公園管理者は、前項の規定により審査した結果、公募設置等計画が同項各号に掲げる基準に適合していると認められるときは、第五条の二第二項第九号の評価の基準に従つて、その適合していると認められた全ての公募設置等計画について評価を行うものとする。

3 公園管理者は、前項の評価に従い、都市公園の機能を損なうことなくその利用者の利便の向上を図る上で最も適切であると認められる公募設置等計画を提出した者を設置等予定者として選定するものとする。

4 公園管理者は、前項の規定により設置等予定者を選定しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

5 公園管理者は、第三項の規定により設置等予定者を選定したときは、その者にその旨を通知しなければならない。

第六十一条第一項第一号中「緑化施設を整備する建築物の敷地面積」を「市民緑地を設置する土地等の区域の面積」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 市民緑地を設置する土地等の区域の周辺の地域において、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足していること。

第六十一条次に次の二号を加える。

八 市民緑地設置管理計画に記載された前条第二項第二号イ又はロに掲げる施設の整備に係る行為が、特別緑地保全地区内において行う行為であつて第十四条第一項の許可を受けなければならぬものである場合には、当該施設の整備に関する事項が同条第二項の規定により当該許可をしない場合において当該許可をしないこと。

九 その他市民緑地の設置及び管理が適正かつ確実に実施されるものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

第六十一条第二項中「前項第二号」を「前項第三号」に改め、同条に次の三項を加える。

3 市町村長は、第一項の認定をしようとする場合において、その申請に係る市民緑地設置管理計画に記載された前条第二項第二号イからハまでに掲げる施設の整備に係る行為が次の各号に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該市民緑地設置管理計画について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議し、当該施設の整備に係る行為が第二号又は第三号に掲げる行為のいずれかに該当するものである場合にあつては、その同意を得なければならない。

一 指定都市以外の市町村の区域内の首都圏近郊緑地保全区域又は近畿圏近郊緑地保全区域内において行う行為であつて、首都圏保全法第七條第一項又は近畿圏保全法第八條第一項の規定による届出をしなければならないもの 都府県知事

二 町村の区域内の緑地保全地域内において行う行為であつて、第八条第一項の規定による届出をしなければならないもの 都道府県知事

三 町村の区域内の特別緑地保全地区内において行う行為であつて、第十四条第一項の許可を受けなければならないもの 都道府県知事

4 都道府県知事は、前項第三号に掲げる行為に係る市民緑地設置管理計画についての協議があつた場合において、当該協議に係る前条第二項第二号イ又はロに掲げる施設の整備に係る行為が、第十四条第二項の規定により同条第一項の許可をしない場合において当該許可を認めるときは、前項の同意をするものとする。

5 市町村長は、第一項の認定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨及び当該認定に係る市民緑地の区域を公告しなければならない。

第六十二条の見出しを「市民緑地設置管理計画の変更」に改め、同条第一項中「緑化施設整備計画の」を「前条第一項の」に、「緑化施設整備計画(以下「認定計画」という。)」を「市民緑地設置管理計画」に改め、「ときは」の下に、「国土交通省令で定めるところにより」を加え、同条第二項中「変更」を削る。

第六十三条中「認定計画(前条第一項の変更の認定)」を「第六十一条第一項の認定を受けた市民緑地設置管理計画(変更)」に、「同じ」を「認定計画」というに、「緑化施設の整備」を「市民緑地の設置及び管理」に改める。

第六十四条中「緑化施設の整備」を「市民緑地の設置及び管理」に改め、「措置を」の下に「とるべきこと」を加える。

第六十五条中「処分」を「命令」に、「緑化施設整備計画」を「第六十一条第一項」に改める。

第七十九条を第八十条とし、第七十八条を第七十九条とする。

第七十七条第三号中「第七十一条」を「第七十二条」に、「都道府県知事の」を「市町村長の」に改め、同条を第七十八条とする。

第七十六条を第七十七条とし、第七十五条を第七十六条とし、第九章中第七十四条を第七十五条とする。

第七十三条中「機構」を「推進法人」に改め、第八章中同条を第七十四条とする。

第七十二条第一項中「都道府県知事」を「市町村長」に、「機構」を「推進法人」に改め、同条第二項中「都道府県知事」を「市町村長」に改め、同条を第七十三条とする。

第七十一条中「都道府県知事」を「市町村長」に、「機構」を「推進法人」に改め、同条を第七十二条とする。

第七十条中「機構」を「推進法人」に、「前条第一号イからハまで又は二(1)」を「前条第一号」に改め、同条を第七十一条とする。

第六十九条中「機構は」を「推進法人は、当該市町村の区域内において」に改め、同条第一号二を削り、同条を第七十条とする。

第六十八条第一項中「都道府県知事は、都市における緑地の保全及び緑化の推進を図ることを目的とする」を「市町村長は、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人に、又は特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項の特定非営利活動法人」を「その他の営利を目的としない法人又は都市における緑地の保全及び緑化の推進を図ることを目的とする会社」に、「緑地管理機構」を「緑地保全・緑化推進法人」に、「機構」を「推進法人」に改め、同条第三項中「機構」を「推進法人」に、「都道府県知事」を「市町村長」に改め、同条第四項中「都道府県知事」を「市町村長」に改め、同条を第六十九条とする。

第六十七条中「緑地管理機構」を「緑地保全・緑化推進法人」に改める。

第六十六条中「緑地管理機構」を「緑地保全・緑化推進法人」に、「認定緑化施設」を「認定市民緑地」に改め、第七章中同条を第六十八条とする。

第六十五条の見出しを「認定市民緑地の管理」に改め、同条中「第六十八条第一項」を「第六十九条第一項」に、「緑地管理機構」(第六十九条第一号二)を「緑地保全・緑化推進法人(第七十条第一号ロ)」に、「整備された緑化施設(以下「認定緑化施設」という。))のうち住民等の利用に供するもの」を「設置された市民緑地(次条において「認定市民緑地」という。))」に改め、同条を第六十七条とする。

第六十五条の次に次の一条を加える。

(首都圏保全法等の特例)
第六十六条 認定事業者が認定計画に従つて首都圏近郊緑地保全区域内において第六十条第二項第二号イからハまでに掲げる施設を整備するため行う行為については、首都圏保全法第七條第一項及び第二項の規定は、適用しない。

2 認定事業者が認定計画に従つて近畿圏近郊緑地保全区域内において第六十条第二項第二号イからハまでに掲げる施設を整備するため行う行為については、近畿圏保全法第八條第一項及び第二項の規定は、適用しない。

3 認定事業者が認定計画に従つて緑地保全地域内において第六十条第二項第二号イからハまでに掲げる施設を整備するため行う行為については、第八条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

4 認定事業者が認定計画に従つて特別緑地保全地区内において第六十条第二項第二号イ又はロに掲げる施設を整備するため第十四条第一項の許可を受けなければならない行為を行う場合には、当該許可があつたものとみなす。

5 認定事業者が認定計画に従つて特別緑地保全地区内において第六十条第二項第二号ハに掲げる施設を整備するため行う行為については、第十四条第一項から第七項までの規定は、適用しない。

第七章の章名を削り、第六十条の前に次の節名を付する。

第二節 市民緑地設置管理計画の認定

第八章を第七章とし、第九章を第八章とし、第十章を第九章とする。

(都市公園法の一部改正)

第二条 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十一条」を「第四十三条」に改める。

第二条第二項中「の各号」を削り、同項第四号中「すべり台」を「滑り台」に改め、同項第七号中「売店」を「飲食店、売店」に改め、同項第八号中「さく」を「柵」に改める。

